

糸満市 GIGA スクールサポーター配置委託業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「糸満市 GIGA スクールサポーター配置委託業務」に係る契約の優先交渉権者となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 本業務の概要

(1) 本業務の名称

糸満市 GIGA スクールサポーター配置委託業務

(2) 業務内容

別紙「糸満市 GIGA スクールサポーター配置委託業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、選定された受託者の企画提案内容に応じて、糸満市と受託者との協議により決定する。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 ①糸満市立各小中学校 17校（大度分校含む）②糸満市教育委員会

(5) 提案上限額

24,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 スケジュール

	項目	日程
1	プロポーザル実施要項等公開	9月14日（月）
2	実施要項等に関する質問受付	9月14日（月）～9月23日（水）15時まで
3	実施要項等に関する質問回答 ※市ホームページ上に回答を掲載	9月24日（木）
4	企画提案参加申込書提出受付期限	9月25日（金）
5	企画提案書、見積書提出受付期限	10月2日（金）15時まで ※原本必着
6	参加資格決定通知書の送付 ※電子メール及び文書にて通知	10月5日（月）17時まで
7	プレゼンテーション及び審査 ※時間等詳細は、参加資格決定通知書へ記載	10月7日（水） 予備日：10月8日（木） ※申込多数の場合は、予備日を含め行う。
8	審査結果の通知 ※電子メール及び文書にて通知	10月13日（火）まで【予定】
9	本契約締結	審査後速やかに

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす法人（共同企業体の場合は構成する企業全て）とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な専門的知識及び業務経験を有する者を従事させるとともに、糸満市教育委員会との事務調整、納品等が、迅速・適切に行うことができる体制を構築できること。
- (2) 糸満市物品・役務等入札参加業者一覧（通信機械器具類）で登録しており、沖縄県内に本社又は支店・営業所を有する者（支店・営業所については、契約を委任されていること）。
- (3) 過去3年以内に公共施設等に係る同種業務又は類似業務の実績を有すること。
- (4) 国及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。

5 配布資料

配布資料は次のとおりとする。

- (1) 糸満市 GIGA スクールサポーター配置委託業務公募型プロポーザル実施要項（本要項）
- (2) 委託業務仕様書
- (3) 各種様式（様式第1号から第8号）

6 提出書類及び提出期間等

- (1) 提出書類及び作成要領

別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおりとする。

- (4) 提出期限

令和2年10月2日(金)15時まで

- (5) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期間内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から12時、13時から17時（提出期限日の10月2日は15時まで）までの間に持参するものとする。）

※企画提案参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

イ 企画提案

- ① 提出期限 令和2年10月2日(金)15時まで
- ② 提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

	提出書類	様式等	提出部数
1	会社概要	様式3号	6部
2	受託業務実績	様式4号	6部
3	企画提案書	様式5号	6部
4	見積書	様式6号	6部
5	業務実施体制	様式7号	6部
6	誓約書	様式8号	1部
7	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3ヵ月以内に発行されたものの写し	1部
8	納税証明書	国税及び地方税(県税及び市町村税)の未納 のない証明書	1部

ウ 提出先

「12 プロポーザル担当課」に提出

7 プロポーザルに関する質問、回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 質問の受付期限

令和2年9月23日(水)15時まで

(2) 質問方法

質問書(様式7)により、電子メールで提出するものとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。また、送信後は必ず電話連絡を行い、受信確認をすること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとする。

件名: 糸満市 GIGA スクールサポーター配置委託業務公募型プロポーザルについて(会社名)

(2) 提出先

「12 プロポーザル担当課」に提出

(3) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和2年9月24日(木)までに糸満市ホームページ上に公開する。

8 審査及び評価

選定委員会において、提出された書類(企画提案書等)及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約の優先交渉権者を選定する。なお、プレゼンテーション審査及び選定委員会は、非公開とする。

(1) プレゼンテーション審査

次に掲げる日程等で、プレゼンテーション審査を実施する。ただし、時間、場所については、応募件数等を考慮し、その詳細を参加者へ後日連絡する。

ア 日時

令和2年10月7日(水)

※ 10月8日(木)を予備日とし、応募者多数の場合は、予備日も含めた日程で実施する。

イ 場所 糸満市教育委員会 5-d会議室(糸満市役所庁舎5階)

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、1者当たり35分の持ち時間(提案内容説明20分、質疑応答15分)とする。

(イ) プレゼンテーションは、実際に業務を担当する者が行うこと。参加人数は4人以内とする。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とする。なお、プレゼンテーション機材(プロジェクター、スクリーン)は、糸満市が用意するが、パソコンは各自で準備すること。

(エ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料配布等は認めない。

(2) 評価

ア オの評価項目及び配点に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した点数の平均点(小数第2位を四捨五入)をもって得点とする。

イ 満点は100点とし、最低基準点を60点とする。

ウ 最低基準点を超えた者のうちから、最も多い得点の高い者を契約の優先交渉権者とする。

エ 上記ウにおいて、同点により優先交渉権者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会で協議の上、優先交渉権者を選定する。

オ 評価項目及び配点は次のとおりとする。

	評価項目	配点	
1	会社の概要・実績	10	
2	業務実施体制	10	
3	提案内容	校内LAN工事、外部通信ネットワーク、電源保管庫設置工事の監理、調整に関すること	10
		教育用端末のキitting作業に関すること	15
		教育用端末の操作説明会の実施に関すること	15
		管理コンソール等、管理システムの操作説明に関すること	5
		問い合わせ窓口、サポート体制に関すること	15
		事業者独自の提案	5
4	プレゼンテーション	5	
5	見積金額	10	
合 計		100	

9 契約

- (1) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉権者として契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。
- (2) 審査により選定された契約の優先交渉権者と委託内容に関する協議を行い、業務仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。この場合において、優先交渉権者との協議が調わなかったときは、次点の者から順に協議を行う。
- (3) 優先交渉権者は、糸満市と業務仕様書の協議合意後、速やかに糸満市と本契約を締結しなければならない。
- (4) 本契約締結後、事業費を削減できることが判明した場合、速やかに糸満市と変更契約を締結しなければならない。

10 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (6) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合
- (7) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (3) 提出されたプロポーザル関係書類及び審査結果は、本プロポーザルのために使用するものとし、公表しないが、議会等の求めにより公開することがある。
- (4) 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出、差替えは一切認めない。
- (5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

12 プロポーザル担当課

本プロポーザルの担当課は、以下のとおりとする。

〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎1丁目1番地（糸満市役所庁舎 5階）

糸満市教育委員会 学校教育課

TEL：098-840-8165 FAX：098-840-8161

E-mail:gakkou-kyouiku@city.itoman.lg.jp